



# 熊本県公報

第 1 1 8 7 6 号

平成 22 年 1 月 26 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>		
○熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則	(薬務衛生課)	1
○空港用化学消防ポンプ自動車の一般競争入札の参加資格等	(管理調達課)	7
○保安林の指定	(森林保全課)	8
○保安林の指定	( // )	8
○保安林の指定	( // )	8
○保安林の指定	( // )	9
○保安林の指定	( // )	9
○道路の区域変更	(道路保全課)	9
○道路の区域変更	( // )	10
○道路の供用開始	( // )	11
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課)	11
○平成22年度熊本県庁舎等清掃業務委託の総合評価一般競争入札の参加資格等	(管財課)	11
<b>公 告</b>		
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不明者に係る当該通知の掲示	(森林保全課)	12
○空港用化学消防ポンプ自動車の一般競争入札の実施	(管理調達課)	12
○公共測量の実施	(監理課)	15
○公共測量の終了	( // )	16
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課)	16
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	16
○換地処分	(農村整備課)	16
○換地処分	( // )	16
○土地改良区役員の退任	(農村計画・技術管理課)	16
○平成22年度熊本県庁舎等清掃業務委託の総合評価一般競争入札の実施	(管財課)	17
○平成21年度行政書士試験の合格者の決定	(市町村総室)	21
<b>登 載 依 頼</b>		
○平成21年度熊本県社会福祉審議会の開催	(熊本県社会福祉審議会)	21
○平成21年度有明地域保健医療推進協議会の開催	(有明地域保健医療推進協議会)	21
○平成21年度上益城地域保健医療推進協議会の開催	(上益城地域保健医療推進協議会)	22
○環境影響評価方法書作成に係る公告	(熊本市都市計画課)	22
○熊本県国土利用計画審議会の開催	(熊本県国土利用計画審議会)	23

## 規 則

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 2 年 1 月 2 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 4 号

熊本県薬事法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県薬事法施行細則(平成 1 4 年熊本県規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。  
第 1 条の次に次の 1 条を加える。  
(定義)

第 1 条の 2 この規則で使用する用語は、法、政令及び省令で使用する用語の例による。  
第 2 条を次のように改める。  
(書類提出の手続)

第 2 条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類のうち次に掲げる書類は、1 通(第 2 号に掲げる書類で熊本県保健所長を経由するものにあつては、2 通)とし、直接知事に、又は熊本県保健所長を経由して知事に提出するものとする。

- (1) 登録販売者試験の受験の申請に係る書類
- (2) 販売従事登録に関する申請及び返納に係る書類
- 2 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類のうち次に掲げる書類は、1通（第1号に掲げる書類のうち法第14条第1項、第9項及び第10項の規定による医薬品等の製造販売の承認に関する申請及び届出並びに法第14条の9の規定による医薬品等の製造販売の届出に係る書類にあっては、2通）とし、直接知事に提出するものとする。
  - (1) 政令第80条第2項の規定により知事が行うこととされた事務に関する申請、届出及び返納に係る書類
  - (2) 配置販売業に係る医薬品の販売業の許可に関する申請、届出及び返納に係る書類
  - (3) 配置販売者の届出に係る書類
  - (4) 配置従事者の身分証明書（第6条において「身分証明書」という。）の交付に関する申請、届出及び返納に係る書類
- 3 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（前2項に規定する書類を除く。）は、1通（政令第80条第1項の規定により知事が行うこととされた事務に係る書類のうち法第14条の9の規定による医薬品等の製造販売の届出に係る書類にあっては、2通）とし、薬局、店舗販売業に係る店舗（当該店舗の所在地が熊本市の区域である場合は除く。）又は卸売販売業若しくは高度管理医療機器、特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業若しくは賃貸業に係る営業所の所在地を管轄する熊本県保健所長（当該薬局又は当該営業所の所在地が熊本市の区域にある場合は直接知事）に提出するものとする。ただし、次に掲げる書類は、2通とし、当該薬局、当該店舗又は当該営業所の所在地を管轄する熊本県保健所長を経由して知事（当該薬局又は当該営業所の所在地が熊本市の区域にある場合は直接知事）に提出するものとする。
  - (1) 次に掲げる許可の申請に係る書類
    - ア 薬局の開設の許可
    - イ 店舗販売業又は卸売販売業に係る医薬品の販売業の許可
    - ウ 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可
  - (2) 政令第80条第1項の規定により知事が行うこととされた事務のうち次に掲げる許可又は承認の申請に係る書類
    - ア 製造販売業の許可
    - イ 製造業の許可
    - ウ 医薬品等の製造販売の承認
  - (3) 次条及び第4条に規定する書類
- 4 法、政令及び省令の規定により知事を経由して厚生労働大臣又は政令第58条に規定する検定機関に提出する書類は、3通（政令第12条第1項及び第13条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の書換え交付及び再交付に関する申請並びに政令第14条第1項の規定による医薬品等の製造業の許可証の返納、法第43条の規定による医薬品又は医療機器の検定に関する申請並びに法第68条の2の規定による生物由来製品の製造管理者の承認に関する申請に係る書類にあっては、2通）とし、直接知事に提出するものとする。
 

第3条の見出し中「薬局管理者の薬局外業務従事」を「薬局の管理者等の薬局等外業務従事」に改め、同条第1項中「（法第27条において準用する場合を含む。）」を「、第28条第3項ただし書又は第35条第3項ただし書」に、「薬局等外業務従事許可申請書」を「8薬局（店舗、営業所）外業務従事許可申請書」に改め、同条第2項中「薬局等外業務従事許可証」を「薬局（店舗、営業所）外業務従事許可証」に改める。

第4条の見出し中「書換申請」を「書換交付申請」に改め、同条第1項中「者が、その氏名又は住所を変更したときは、薬局等外業務従事許可証書換交付申請書」を「者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、薬局（店舗、営業所）外業務従事許可証書換交付申請書」に改め、同条第2項中「薬局等外業務従事許可証再交付申請書」を「薬局（店舗、営業所）外業務従事許可証再交付申請書」に改め、「知事に」の次に「許認可証の」を加え、「の申請を行う」を「を申請する」に改め、同条第4項中「薬局等外業務従事廃止届」を「速やかに、薬局（店舗、営業所）外業務従事廃止届」に、「、速やかに知事」を「知事」に改める。

第5条から第8条までを削る。

第9条中「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第5条とする。

第10条の見出し中「書換え交付及び再交付」を「書換交付申請等」に改め、同条第1項中「配置販売業者又はその配置員は、法第33条の規定により交付を受けた配置従事者身分証明書（以下「身分証明書」という。）」を「身分証明書の交付を受けた者は、当該身分証明書に改め、「ときは」の次に「、速やかに」を加え、「別記第8号様式」を「別記第7号様式」に、「第157条に規定する」を「第151条第2項第1号に掲げる」に改め、「（以下「写真」という。）」を削り、「、速やかに知事」を「知事」に改め、同条第2項中「別記第9号様式」を「別記第8号様式」に改め、「知事に」の次に「身分証明書の」を加え、「の申請を行う」を「を申請する」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

3 身分証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、身分証明書（第3号に該当する場合は、発見した身分証明書）を知事に返納しなければならない。

- (1) 医薬品の配置販売に従事しなくなったとき。
- (2) 身分証明書の有効期限を経過したとき。
- (3) 身分証明書の再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したとき。

第11条を削る。

第12条中「法第36条の4第1項の規定による試験(以下「登録販売者試験」という。)」を「登録販売者試験」に、「別記第10号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第7条とする。

第13条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第8条とする。

第14条中「別記第12号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(登録販売者試験の停止等)

第10条 知事は、受験者が登録販売者試験に関して不正な行為をした場合は、その者の受験を停止させ、又はその合格を取り消すものとする。

第15条を削る。

第16条中「別記第13号様式」を「別記第12号様式」に改め、同条を第11条とし、第17条を第12条とする。

別記第1号様式中「薬局等外薬事従事許可申請書」を「薬局(店舗、営業所)外薬事従事許可申請書」に改め、「下記のとおり、」を削り、「薬局等」を「薬局(店舗、営業所)」に、「業として薬局等の管理その他の」を「業として薬局(店舗、営業所)の管理その他」に、「従事したいので許可くださるよう申請します」を「従事するために薬事法第7条第3項ただし書(第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書)の許可を受けたいので、下記のとおり申請します」に、「管理薬剤師」を「薬局の管理者(店舗管理者、営業所管理者)」に、「管理している薬局、営業所又は店舗」を「現に管理する薬局(店舗、営業所)」に、「他に薬事に関する実務に従事しようとする業務」を「従事しようとする業務」に、「業務所開設者氏名」を「業務所の開設者の氏名」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式(第3条関係)

熊本県指令 第 号  
住所  
氏名

薬局(店舗、営業所)外薬事従事許可証

年 月 日付けで申請があった現に管理する薬局(店舗、営業所)以外の場所で業として薬局(店舗、営業所)の管理その他薬事に関する実務に従事することについては、薬事法第7条第3項ただし書(第28条第3項ただし書、第35条第3項ただし書)の規定により、次の表のとおり許可します。  
年 月 日

熊本県知事

薬局の管理者 (店舗管理者、 営業所管理者)	住 所	
	氏 名	
現に管理している 薬局(店舗、 営業所)	業 務 の 種 別	
	名 称	
	所 在 地	
従事する業務	業 務 の 種 別	
	業 務 の 内 容	
	業務所の開設者の 氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者名)	
	業務所の名称	

	業務所の所在地	
	従事期間	
	従事時間	

別記第 3 号様式中「薬局等外薬事従事許可証書換交付申請書」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証書換交付申請書」に、「熊本県薬事法施行細則」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証の記載事項に変更を生じたので、熊本県薬事法施行細則」に、「  
下記」を「下記」に、「書換交付」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証の書換交付」に、

管理している店舗	名 称	
	所 在 地	
従事を許可された業務	名 称	
	所 在 地	
	内 容	

を

現に管理している薬局（店舗、営業所）	業務の種類別	
	名 称	
	所 在 地	
従事を許可された業務	業務の内容	
	業務所の名称	
	業務所の所在地	

に、

「許可番号」を「許可の番号」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、用途に従い抹消してください。

別記第 4 号様式中「薬局等外薬事従事許可証再交付申請書」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証再交付申請書」に、「熊本県薬事法施行細則」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証の再交付を受けたいので、熊本県薬事法施行細則」に、「  
下記」を「下記」に改め、「許可証の再交付を」を削り、

管理している店舗	名 称	
	所 在 地	
従事を許可された業務	名 称	
	所 在 地	
	内 容	

を

現に管理している薬局（店舗、営業所）	業務の種類別	
	名 称	
	所 在 地	

従事している業務	業務の内容	
	業務所の名称	
	業務所の所在地	

に、

「許可番号」を「許可の番号」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

2 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 5 号様式中「薬局等外薬事従事廃止届」を「薬局（店舗、営業所）外薬事従事廃止届」に改め、「印」を削り、「下記のとおり、許可を受けた」を「許可を受けた薬局（店舗、営業所）の管理その他」に、「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 4 項」に、「許可証」を「許可証を」に改め、「うえ」の次に「下記のとおり」を加え、「従事を許可された」を「従事していた」に、「名称」を「業務の内容」に、「所在地」を「業務所の名称」に、「内容」を「業務所の所在地」に、「許可番号」を「許可の番号」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第 6 号様式から別記第 8 号様式までを次のように改める。

別記第 6 号様式（第 5 条関係）

配置従事届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住所  
氏名

医薬品の配置販売に従事するので、薬事法第 3 2 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

配置販売業者	氏 名 (法人にあっては 名称及び代表者名)	
	住 所 (法人にあっては 主たる事務所の所 在地)	
配置販売に従事 する者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
配置販売に従事する期間及び区域	月 日から 月 日まで	市 郡
	月 日から 月 日まで	市 郡
	月 日から 月 日まで	市 郡
備 考		

に、

(日本工業規格 A 4)

別記第 7 号様式（第 6 条関係）

配置従事者身分証明書書換交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名

印

配置従事者の身分証明書の記載事項に変更を生じたので、熊本県薬事法施行細則第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり配置従事者の身分証明書の書換交付を申請します。

配置販売業者	氏 名 (法人にあつては 名称及び代表者名)		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所 在地)		
配置販売に従事 する者	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
身分証明書の番号及び発行年月日		第 号	年 月 日
変更 内容	事 項	変更前	変更後
変 更 年 月 日		年 月 日	
備 考			

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第 6 条関係)

配置従事者身分証明書再交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住所  
氏名

印

配置従事者の身分証明書の再交付を受けたいので、熊本県薬事法施行細則第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり申請します。

記

配置販売業者	氏 名 (法人にあつては 名称及び代表者名)		
	住 所 (法人にあつては 主たる事務所の所 在地)		

配置販売に従事する者	氏 名	
	住 所	
	電 話 番 号	
身分証明書の番号及び発行年月日		第 号 年 月 日
再交付の申請の理由		
備 考		

備考 氏名を自署する場合は、押印は不要です。

(日本工業規格A4)  
 別記第9号様式を削る。  
 別記第10号様式中「第12条関係」を「第7条関係」に、「・氏名」を「、氏名」に改め、同様式を別記第9号様式とする。  
 別記第11号様式中「第13条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を別記第10号様式とする。  
 別記第12号様式中「第14条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を別記第11号様式とする。  
 別記第13号様式中「第16条関係」を「第11条関係」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の熊本県薬事法施行細則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定により交付された薬局等外薬事従事許可証及び旧規則第13条の規定により交付された合格通知書は、この規則による改正後の熊本県薬事法施行細則（以下「新規則」という。）第3条第2項の規定により交付された薬局（店舗、営業所）外薬事従事許可証及び新規則第8条の規定により交付された合格通知書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の相当規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第81号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 調達物品及び数量  
 空港用化学消防ポンプ自動車 1台
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「審査要綱」という。）第5条第2項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、審査要綱第5条第2項の規定による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等  
 (1) 申請の方法  
 2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
 (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先  
 熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成22年2月16日(火)までの(閉庁日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、入札参加資格の審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日まで行う。

**熊本県告示第82号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町立原字矢房653番、654番3、654番4、657番、658番、662番、663番、685番1、689番、690番、字大久保1034番、1065番、1066番、1074番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字矢房654番3、654番4、653番・657番・658番・字大久保1034番・1065番・1066番・1074番(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第83号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町年柄字切跡谷360番40
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字切跡谷360番40(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第84号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草郡苓北町志岐字大谷口2064番27
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件



- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大谷口2064番27（次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第85号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市柵宇土町字下仁谷野933番5、944番1、949番、950番、952番、973番1、978番
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字下仁谷野949番、950番、978番、933番5・944番1・952番・973番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第86号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字銭亀1169番、1170番1、1171番2、1174番、1175番1、1175番3、1182番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字銭亀1171番2、1169番・1174番・1175番3・1182番2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
  - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第87号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年1月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

一般国道	218号	下益城郡美里町馬場 820番1地先から 同町堅志田 43番地先まで	前	13.0 ～ 17.0	127.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路設 置)
			後	13.0 ～ 17.0	127.0	
				7.5 ～ 25.0	166.0	
一般国道	219号	球磨郡球磨村大字一勝地丁字 向淋 503番地先から 同所 503番地先まで	前	11.0 ～ 11.8	31.7	交安統 合(歩道 設置)
			後	12.2 ～ 13.0	31.7	
主要地方道	八代鏡宇 土線	宇城市小川町住吉字四番割 261番1地先から 同所 266番1地先まで	前	11.0 ～ 11.0	58.0	道路法 第24 条工事 (右折 レーン 設置)
			後	11.0 ～ 12.0	58.0	

2 区域を変更する期日 平成22年1月26日

**熊本県告示第88号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年1月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木字葉木 92番8地先から 同所 92番2地先まで	前	29.3 ～ 64.8	59.0	緊道整 B防災 (落石 防護工)
			後	33.7 ～ 190.1	59.0	
主要地方道	宮原五木 線	八代市東陽町河俣字柳 4561番1地先から 同所 4555番1地先まで	前	11.6 ～ 32.1	84.0	
			後	12.3 ～ 32.1	84.0	
一般県道	樅木河合 場線	八代市泉町柿迫字川屋谷 6023番1地先から 同所 6021番6地先まで	前	4.1 ～ 23.9	111.0	
			後	9.8 ～ 36.5	111.0	
		前	4.4 ～	51.0		

	同所 6221番地先まで	13.7	51.0
		後 13.7 ～ 52.7	

2 区域を変更する期日 平成22年1月26日

**熊本県告示第89号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月26日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	218号	下益城郡美里町馬場 820番1地先から 同町堅志田 43番地先まで	166.0	道路法 第24 条工事 (仮設 道路)
一般国道	501号	熊本市中島町字居屋敷 1322番地先から 同市無田口町字東小新開 1727番1地先まで	270.0	交通連 携推進 (仮設 道路)

2 供用を開始する期日 平成22年1月27日

**熊本県告示第90号**

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
天草市東浜町8番1号	天草市職員労働組合 執行委員長 橋口三智夫	平成22年1月19日

**熊本県告示第91号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

平成22年度熊本県庁舎等清掃業務委託 一式

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱第5条第1項の規定による資格審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱第3条第1項に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出先並びに申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）

- 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間  
平成22年1月26日(火)から平成22年2月8日(月)まで(閉庁日を除く。)  
の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日まで(閉庁日を除く。)行う。

**公 告****熊本県公告第34号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を美里町役場に掲示する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
光永 実
- 2 通知の趣旨
  - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成21年12月25日付け熊本県告示第1151号による。

**熊本県公告第35号**

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達物品及び数量  
空港用化学消防ポンプ自動車 1台
  - (2) 調達物品の仕様等  
空港用化学消防ポンプ自動車調達仕様書のとおり
  - (3) 納入期限  
平成22年11月30日(火)
  - (4) 納入場所  
熊本県天草市五和町城河原1丁目2080-5  
熊本県天草飛行場
  - (5) 入札金額  
入札金額は、本調達物品購入に係る総額とする(搬入費、試運転調整費等納入に要する一切の費用を含む。)  
なお、落札者決定に当たっては、入札金額に当該金額の5パーセントに相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
  - (6) 最低制限価格の設定  
本競争入札には、最低制限価格を設定していない。
  - (7) その他
    - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、電子入札システムに利用者登録が完了していない者は、紙入札方式による入札(書面による入札をいう。)により参加できる。  
なお、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に示す場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、紙入札方式による入札により参加できるものとする。
    - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札

- 参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。
- 2 入札参加者の資格に関する事項
    - 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
    - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であること。
    - (2) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を天草空港管理事務所へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（空港用化学消防ポンプ自動車入札関係様式（以下「入札関係様式」という。）に定める「仕様適合証明願（書）」による。）を受けた者であること。  
なお、天草空港管理事務所の審査を受ける期間は、公告の日から平成22年2月22日（月）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、審査申請の受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には、証明が3の「競争入札参加資格確認申請書」の提出期限に間に合わないことがある。
    - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
    - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
    - (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
  - 3 入札参加のための確認申請
 

本競争入札に参加を希望する者は、2の（2）～（5）に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

    - (1) 提出書類及び提出方法
      - ア 電子入札システムによる入札参加の場合  
電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請を行うこと。  
この際、PDFファイル等に電子ファイル化した（ア）を添付すること。  
ただし、（ア）を電子ファイル化できない場合は、（イ）を添付し、（ア）をファックス等により4の（1）に記載する場所に提出すること。  
（ア） 2の（2）に記載する仕様適合証明願（書）  
（イ） 提出書類目録
      - イ 紙入札方式による入札参加の場合  
（ア）及び（イ）を4の（1）に記載する場所に持参又は郵送により提出すること。  
（ア） 入札関係様式に定める競争入札参加資格確認申請書  
（イ） 2の（2）に記載する仕様適合証明願（書）
    - (2) 提出期間  
公告の日から平成22年3月1日（月）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
    - (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
  - 4 入札執行の日時、場所等
    - (1) 契約条項を示す場所  
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
    - (2) 仕様書及び入札関係様式の閲覧（交付）方法
      - ア 閲覧（交付）の場所  
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告情報）にて閲覧又は4の（1）に記載する場所で交付する。
      - イ 閲覧（交付）の期間  
公告の日から平成22年3月10日（水）まで閲覧に供する。交付については当該期間（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
    - (3) 入札の日時及び場所
      - ア 電子入札システムによる入札  
3の（3）に記載する競争入札参加資格確認結果通知書を受けた日時から、平成22年3月9日（火）午後5時までに入札すること。
      - イ 紙入札方式による入札  
（ア） 日時 平成22年3月10日（水）午前10時  
（イ） 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県出納局管理調達課 入札室（県庁行政棟本館2階）
    - (4) 開札の日時及び場所  
4の（3）のイに同じ。
  - 5 入札方法等

- (1) 入札方法
    - ア 電子入札システムによる入札の場合  
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札を行うこと。
    - イ 紙入札方式による入札の場合  
入札関係様式に定める(本人用)又は(代理人用)の「入札書」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。  
ただし、代理人をして入札するとき、入札関係様式に定める「委任状」を入札書と同時に提出すること。  
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成22年3月9日(火)までに4の(1)に記載する場所に必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。  
(ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きすること。  
(イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「調達物品名」及び「開札日時」を朱書きし、同封すること。
  - (2) 開札の方法  
開札は、電子入札システムにおいて行う。  
ただし、紙入札方式による入札により入札に参加した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
  - (3) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。  
再入札の時刻については、原則として開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムによる入札により入札に参加する者は、県から電子入札システムで送信される「再入札通知書」を必ず確認すること。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (4) 落札者の決定方法  
有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (5) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
    - ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
    - エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
    - オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
    - キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
    - ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
    - ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のICカードを使用して提出された入札
    - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
    - サ 明らかに連合によると認められる入札
    - シ その他入札に関する条件に違反した入札
  - (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
  - (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
  - (8) その他  
仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準の規定を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、政府の保証のある債権、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手、銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証書でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付すること。  
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
  - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき（ただし、保険期間の終日は、納入期限以降とする。）。
  - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- (ア) 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
  - (イ) 添付書類 アの場合にあっては履行保証保険証券  
イの場合にあっては入札関係様式に定める履行証明願（書）
  - (ウ) 提出期限 落札決定の日から7日以内
  - (エ) 提出場所 4の(1)に記載する場所

8 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本競争入札は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

9 Summary

- (1) Name and quantity of merchandise:  
A set of Chemical fire engine
- (2) Delivery deadline:  
November 30th, 2010
- (3) Place of delivery:  
Amakusa Airport Administration Office  
2080-5 1-chome Zyougawara Ituwa-machi Amakusa-city,  
Kumamoto Pref. 863-2114, Japan
- (4) Date and Place to submit a bidding proposal:  
Date: March 10th, 2010, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Deadline for bidding proposal by mail (Registered only) :  
Bidding proposal must arrive no later than March 9th, 2010
- (6) Language and currency:  
Language: Japanese  
Currency: Japanese yen only
- (7) Contact Section:  
Contract Section,  
Management and Purchasing Division Treasury Bureau Kumamoto Pref. Gov.  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto-City, Kumamoto Pref. 862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2580

熊本県公告第36号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により玉東町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（玉東町地形図作成）	平成21年12月25日から 平成22年3月10日まで	玉東町内一円

**熊本県公告第 37 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市基準点の設置）	平成 21 年 10 月 26 日から 平成 21 年 12 月 25 日まで	山鹿市熊入及び方保田の一部地域

**熊本県公告第 38 号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	菰屋	平成 21 年 8 月 12 日	平成 21 年 9 月 30 日	荒尾市

**熊本県公告第 39 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
（6-1 工区）  
菊池郡大津町美咲野三丁目 1736 番 6、同 1847 番 1、同 1852 番 1、同 1854 番 2、同 1854 番 3、同 1854 番 4、同 1855 番 5、同 2284 番 9、同 2293 番 5、同 2293 番 15、同 2416 番 1、同 2418 番 4、同 2418 番 7、同美咲野四丁目 1847 番 9 の一部、同 1854 番 1 の一部、同 2284 番 8、同 2416 番 5 及び同 2418 番 5 の一部  
13, 663.26 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
福岡市博多区博多駅前 3 丁目 25 番 21 号  
九州旅客鉄道株式会社  
東京都港区虎ノ門 1 丁目 20 番 10 号  
西松建設株式会社  
東京都港区芝浦 1 丁目 2 番 3 号  
清水建設株式会社

**熊本県公告第 40 号**

県営御領南地区（1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 41 号**

県営御領南地区（2 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第 42 号**

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 22 年 1 月 26 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		



理事

塩先 康雄

天草市楠浦町222番地

**熊本県公告第43号**

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲島郁夫

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名  
平成22年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- (2) 業務委託の内容  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間  
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
- (4) 履行場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁舎他
- (5) 入札金額等  
ア 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。  
イ 入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。当該金額の5パーセントに当該金額の端数を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。  
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

- (6) 最低制限価格等の設定  
ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。  
イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。

- (7) その他  
ア 本競争入札は、紙入札案件である。  
イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

## 2 入札参加者の資格に関する事項

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。  
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）第6条の規定により入札参加資格者として入札参加者名簿の営業種目「庁舎清掃」に登録された者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。

- ア 入札参加資格審査申請の受付期間  
平成22年1月26日(火)から平成22年2月8日(月)まで（閉庁日を除く。）  
の午前8時30分から午後5時までとする。  
ただし、受付期間の終了後も入札書締切予定日まで随時受け付けるが、この場合、資格審査が入札に合わないことがある。

- イ 入札参加資格審査申請書の提出先及び申請に関する問い合わせ先  
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）

- ウ 申請の方法  
要綱第3条第1項に定める「入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。  
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請書様式ダウンロード」のページで確認することができる。

- エ 資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (2) 過去5年の間に、年間を通じた建物の清掃業務契約の日常清掃延床面積が1万平方メートル以上（駐車場、倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。）の実績がある者であること。  
(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。  
(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受け

- ていること。
- (5) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請  
本競争入札に参加を希望する者は、2の(2)～(5)に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により入札説明書に定める「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。  
なお、提出期間内に申請書等を提出しない者及び確認の結果、要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
申請書等を5に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期間内に必着（書留郵便に限る。）すること。
- (2) 提出期間  
平成22年1月26日（火）から平成22年2月10日（水）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- (3) 確認結果の通知  
確認の結果は、書面により通知する。
- 4 契約実績届等の提出  
3により競争入札参加資格があると決定された者は、入札説明書に添付の「熊本県庁舎等清掃業務委託に係る提出書類」（以下「提出書類一覧」という。）の「発注元評価」項目に掲げる提出書類を下記期日までに提出しなければならない。
- (1) 提出方法及び提出場所  
提出書類を5に示す場所に持参又は郵送すること。  
なお、郵送の場合は、提出期限内に必着（書留郵便に限る。）すること。
- (2) 提出期限  
平成22年2月19日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）に提出すること。
- 5 契約条項を示す場所  
熊本県総務部管財課総務・管理班（県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2090 ファックス番号 096-384-3792
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称  
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付期間及び場所  
ア 交付期間  
平成22年1月26日（火）から平成22年2月10日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。  
イ 交付場所  
5に記載の場所で交付する。ただし、様式類については、電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）に掲載する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成22年3月8日（月）午前10時  
イ 場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館7階 701会議室
- (4) 入札書及び提出書類一覧に掲げる提出書類（4の書類を除く）の提出方法  
（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成22年3月5日（金）午後5時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (5) 開札の方法  
開札は、入札に参加した者又はその代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (6) 入札の回数  
入札回数は2回までとする。開札後、予定価格の範囲内の価格をもって申し込みをした者がいないときは、再入札を行う。  
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は再入札を辞退したものとみなす。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 競争入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札

- ウ 記名押印を欠く入札
- エ 金額を訂正した入札
- オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) その入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 落札者の決定方法
  - ア 予定価格の制限の範囲内に入札価格による有効な入札書を提出した者にあつては、イ、ウの方法により評価を行う。
  - イ 提出書類一覧に掲げる提出書類の内容を審査し、別表「熊本県庁舎等清掃業務委託評価基準」の履行体制及び契約実績の項目について、評価に応じ 50 点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。
  - ウ 入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）として、入札価格が低入札価格調査基準価格以下の場合には一律最高点（50 点）を、入札価格が低入札価格調査基準価格を超える場合は低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を最高点に乗じて算出（小数点以下切捨）した評価点を与える。
  - エ なお、入札価格が予定価格を超える場合は、落札候補者となさない。
  - オ 上記イにより算出された品質評価点、上記ウにより算出された価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。
  - カ 品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 者以上あるときは、品質評価点の最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数並びに品質評価点の最も高い者が 2 者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。
  - キ なお、この場合においてさらに入札価格が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - ク 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けているため、ア～オにより落札者とならざるべき者の当該入札価格が、その基準価格を下回るときは、落札者とならない場合がある。
- (7) 契約の締結
  - ア 契約書作成の要否
  - イ 契約の締結期限
  - ウ 落札者決定の日から 14 日以内とする。
  - エ 落札者からの契約締結の申出期限
  - オ 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) 契約保証金
  - ア 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
  - イ 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
  - ウ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (9) その他落札者決定基準及び詳細内容については、入札説明書による。
- (10) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

8 Summary

- (1) Name and content of consignment  
Cleaning Service of Kumamoto Prefectural Government Buildings
- (2) Date and Place to submit bidding proposal  
10:00 a.m., March 8, 2010  
701Room (Prefectural Government Main Building, 7th floor)
- (3) Contact information  
Property Management Division  
Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Kumamoto-city, Japan  
Phone: 096-333-2090

別表

熊本県庁舎等清掃業務委託 評価基準

大項目	小項目	評価内容	配点	
			大項目	小項目
価格評価	入札金額の評価	①低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点を一律最高点(50点)とする。なお、入札額が低入札における調査基準額に満たない場合は、低入札価格調査の対象となる。 ※低入札価格調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点に差は生じない。 ②低入札価格調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、低入札価格調査基準価格を当該入札価格で除して得た率を価格評価点の最高点に乗じて算出する(小数点以下切捨て)。 ※入札額が予定価格を超える場合は、落札候補者としなない。	50	50
履行体制	従事する従業員数	本業務の日常清掃に従事する従業員数(固定して勤務する者で1日8時間勤務に換算した人数)について評価する。 ※週の平均の人数による。	38	12
	従事する資格者数	資格(建築物環境衛生管理技術者、ビルクリーニング技能士)を有する本業務に従事する従業員数について評価する。 ※建築物環境衛生管理技術者にあつては、2人目以降を評価の対象とする。 ※本業務の日常清掃に1日8時間以上従事する正規に雇用される者に限る。 ※建築物環境衛生管理技術者とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条に定める免状を有する者をいう。 ※ビルクリーニング技能士とは、職業能力開発促進法第44条に定める技能検定に合格した者をいう。		6
	従事する者の社会保険の加入状況	本業務に従事する従業員の社会保険(健康保険・厚生年金保険)の加入状況の評価する。 ※分母となる従事する従業員には、短時間労働者等も含む。		4
	従事する従業員の勤続月数	本業務に従事する予定の従業員の勤続月数を中央値により評価する(平成22年1月1日現在)。		9
	顧客満足向上への取り組み及び苦情処理体制	本業務における顧客満足向上への取り組み及び苦情処理体制について評価する。		3
	自己検査体制	本業務における自己検査体制の内容について評価する。 ※自己検査体制とは、事業者が自ら業務の仕上がりの程度をチェックし、その結果を受けて再度清掃を行ったり、日常清掃業務にフィードバックする体制をいう。		2
	研修体制	本業務に従事する従業員において、H22.4.1からH22.12.31までに、技術向上のための研修計画の有無及び研修計画内容等により総合的に評価する。 ※清掃技術向上研修に限る ※社内研修を含む ※業務中に行なう指導・研修は除く。		2
契約実績	清掃契約実績	過去5年間(暦年契約の場合:H17.1~H21.12の間、年度契約の場合:H16.4~H21.3の間)で、日常清掃の延べ床面積1万㎡以上の同一建物(駐車場・倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。)を通算3年以上の契約実績があり、履行した件数を評価する。 ※下請け受注分は除くこと。 ※発注者、受注者が、親会社・子会社の関係の場合の契約分は除くこと。(親会社・子会社の定義は連結財務諸表原則第三の一の2による) ※発注者、受注者のいずれかの役員が、民法第725条の規定する親族関係である場合の契約分は除くこと。	12	4
	発注元評価	過去3年間(暦年契約の場合:H19.1以降のもの、年度契約の場合:H19.4以降のもので継続中のものを含む)で、日常清掃の延べ床面積5千㎡以上の建物(駐車場・倉庫及びこれらに類する建物を除き、同一敷地内、同一契約に限る。)の契約実績の中から2件を選定し、その発注元による評価を評価する。 ※下請け受注分は除くこと。 ※発注者、受注者が、親会社・子会社の関係の場合の契約分は除くこと。(親会社・子会社の定義は連結財務諸表原則第三の一の2による) ※発注者、受注者のいずれかの役員が、民法第725条の規定する親族関係である場合の契約分は除くこと。 ※実績物件の選定及び実施状況の評価依頼は、入札実施者が行なう。 ※入札参加資格者のうち、発注元からの回答が全くなかった企業が1社でもあれば、この「発注元評価」は評価項目から除外する。		8
合 計			100	100

**熊本県公告第44号**

平成21年11月8日に実施した平成21年度行政書士試験の合格者を次のとおり決定した。

平成22年1月26日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
8510012	8510157	8510299	8510545
8510018	8510161	8510329	8510551
8510031	8510192	8510404	8510560
8510037	8510209	8510459	8510596
8510058	8510212	8510472	8510755
8510060	8510221	8510475	8510854
8510073	8510267	8510485	8510860
8510105	8510292	8510499	
8510126	8510294	8510529	

**登載依頼****熊本県社会福祉審議会公告第1号**

平成21年度熊本県社会福祉審議会の会議を次のとおり開催する。

平成22年1月26日

熊本県社会福祉審議会委員長

- 1 開催日時  
平成22年2月9日（火）午後2時から（3時間程度）
- 2 開催場所  
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題  
（1）地域福祉の推進について  
（2）児童福祉の推進について  
（3）高齢者福祉の推進について  
（4）障がい者福祉の推進について  
（5）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）  
（電話096-333-2193）

**有明地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成21年度有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成22年1月26日

有明地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
平成22年2月9日（火）午後2時20分から午後4時まで
- 2 開催場所  
玉名市岩崎152番地2 玉名市民会館
- 3 議題  
（1）救急医療専門部会報告  
（2）第5次有明地域保健医療計画の推進について  
（3）その他
- 4 傍聴者の定員  
10人

- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県玉名市岩崎1004-1  
 有明地域保健医療推進協議会事務局（熊本県有明保健所総務企画課内）  
 （電話 0968-72-2184）

**上益城地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成21年度上益城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成22年1月26日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時  
 平成22年2月18日（木）  
 午後3時30分～5時
- 2 開催場所  
 上益城地域振興局 3階大会議室
- 3 内容
  - (1) 第1回救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）の報告について
  - (2) 第5次上益城地域保健医療計画進捗状況について
  - (3) 新型インフルエンザについて
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
 10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し、事務局の指示に従って会場に入室する。
  - (2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 熊本県上益城郡御船町辺田見400番地  
 熊本県上益城地域保健医療推進協議会事務局  
 （熊本県御船保健所総務企画課）  
 （電話096-282-0016）

**公告**

熊本県環境影響評価条例施行規則（平成12年熊本県規則第56号）第50条第1項の規定により読み替えて適用される熊本県環境影響評価条例（平成12年熊本県条例第61号）第5条第1項の規定に基づき、西部環境工場代替施設整備事業環境影響評価方法書を作成したので、同規則第50条第1項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成22年1月26日

熊本市長 幸山 政史

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 熊本市
  - (2) 代表者の氏名 熊本市長 幸山 政史
  - (3) 主たる事務所の所在地 熊本市手取本町1番1号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 西部環境工場代替施設整備事業
  - (2) 種類 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の設置事業
  - (3) 規模 一日当たりの処理能力 約340トンから400トン
- 3 都市計画対象事業実施区域の位置  
 熊本県熊本市小島二丁目及び城山薬師二丁目の各一部
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
 熊本県熊本市の一部（都市計画対象事業実施区域周辺）
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 熊本市役所（11階 都市計画課、1階 市政情報プラザ及び7階 環境施設整備室）
    - イ 熊本市西部市民センター
    - ウ 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）
  - (2) 期間 平成22年1月26日（火）から平成22年2月25日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
  - (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

- 6 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項  
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、書面で次により都市計画  
決定権者に提出することができる。
- (1) 提出期限 平成22年3月11日(木)
- (2) 提出先 〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策部都市計画課
- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその  
名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)  
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由(日本語により記載  
すること。)
- 7 問い合わせ先  
熊本市手取本町1番1号  
熊本市都市建設局都市政策部都市計画課  
電話096-328-2502

**熊本県国土利用計画審議会公告第1号**

熊本県国土利用計画審議会の会議を、次のとおり開催する。

平成22年1月26日

熊本県国土利用計画審議会 会長 鈴木康夫

- 1 開催日時  
平成22年1月29日(金)  
午前10時30分から正午(予定)まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題  
(1) 熊本県土地利用基本計画の変更(案)について  
(2) その他
- 4 傍聴者の定員  
5人
- 5 傍聴手続き  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻5分前までに、当該会議の会場において、事  
務局の指示に従って会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県国土利用計画審議会事務局  
(熊本県地域振興部地域政策課 土地利用対策班内)  
(電話096-333-2170)